

指定訪問介護事業所「なしのき」運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が設置する指定訪問介護事業所「なしのき」（以下「事業所」をいう。）が行なう指定訪問介護及び第1号訪問事業（伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業という。以下同じ。）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 指定訪問介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行なうとともに、指定訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定訪問介護事業所なしのき
- (2) 所在地 三重県伊賀市朝屋734番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤専従）

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、利用者の状況についての情報伝達、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成等を行なうとともに、サービス担当者会議への出席等により連携を図る。

(3) 訪問介護員 2. 5名以上（常勤換算）

訪問介護員等は、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画に基づき、指定訪問介護等の提供を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年を原則とする。ただし、天災その他やむを得ない事由によって業務を遂行することが困難な日については、管理者の決定により、臨時に休業することができる。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後6時までとする。
- (3) サービス提供は、電話等により24時間対応が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 事業所の指定訪問介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- (1) 身体の介護に関すること。ただし、訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）については対象外とする。
- (2) 生活の支援に関すること。
- (3) 生活、身上、介護その他必要な相談、助言に関すること。

(指定訪問介護等の利用契約)

第7条 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画に従い指定訪問介護等の提供にあたっては、利用者及びその家族に対し面談の上、サービス契約書の内容に関する説明を行ない、事業者と利用者及び家族の十分な合意の下、利用契約を締結するものとする。

(利用料及び支払いの方法)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その者の負担割合に応じた額とする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護等に要した交通費については、利用者からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 kmあたり 20円

- 3 前項の費用の支払いを受けるためには、利用者又はその家族に対して面談の上、事前に文書で説明を行ない、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、伊賀市（旧上野市）とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び利用者の家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 指定訪問介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

（非常災害対策）

第12条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成し、必要に応じ、訓練を行なう。

- 2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

（秘密保持等）

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文章により得るものとする。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定訪問介護等に対する利用者からの相談、苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第17条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第19条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年4日(回)

2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

3 指定訪問介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定訪問介護等について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。